

第1章 「さっぽろ医療計画 2018」の概要

1 計画策定の趣旨

札幌市では、2012年（平成24年）3月に、将来を見据えた札幌市のめざすべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化した「さっぽろ医療計画」（計画期間：2012年度（平成24年度）～2017年度（平成29年度））を策定し、地域医療の充実に努めてきました。

その後、「さっぽろ医療計画」での成果や課題を踏まえ、望ましい医療提供体制の確立に向けた第二ステップの計画として、2018年（平成30年）3月に、「さっぽろ医療計画 2018」（計画期間：2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度））を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った医療分野の個別計画として位置づけています。

図1 札幌市の計画体系

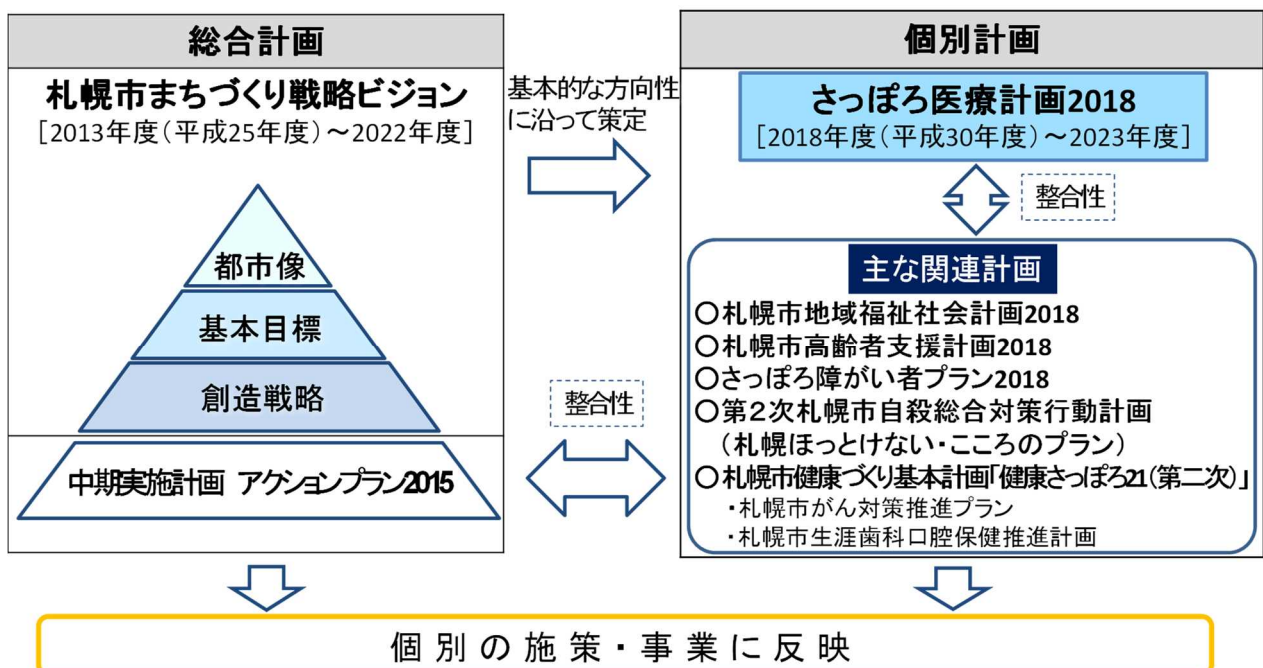
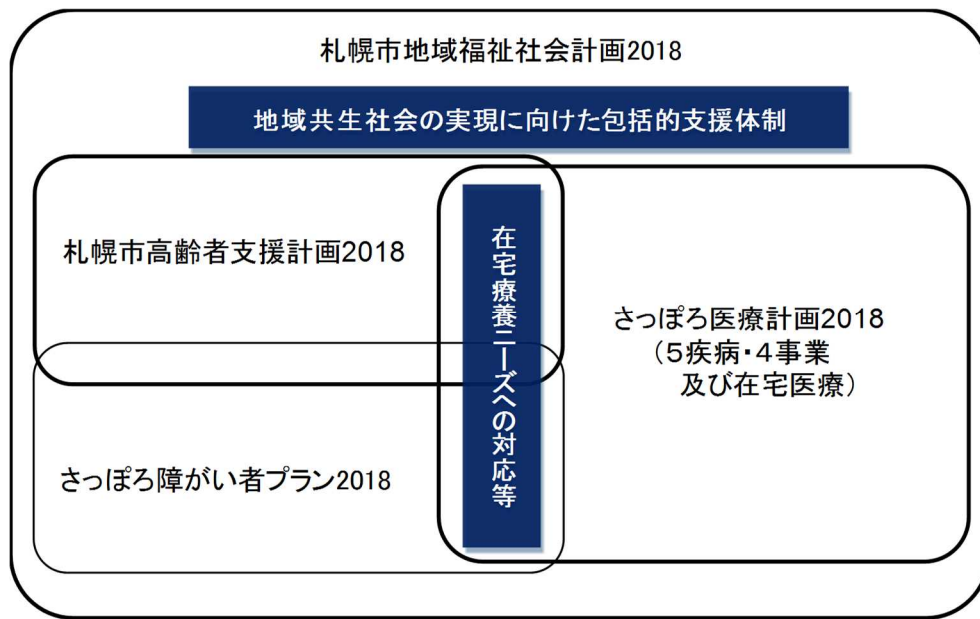


図2 保健福祉分野における各種計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）までの6年間としています。

4 基本目標

本計画の基本理念である「市民が生涯を通して健康で安心して暮せる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を実現するため、4つの基本目標を設定しています。

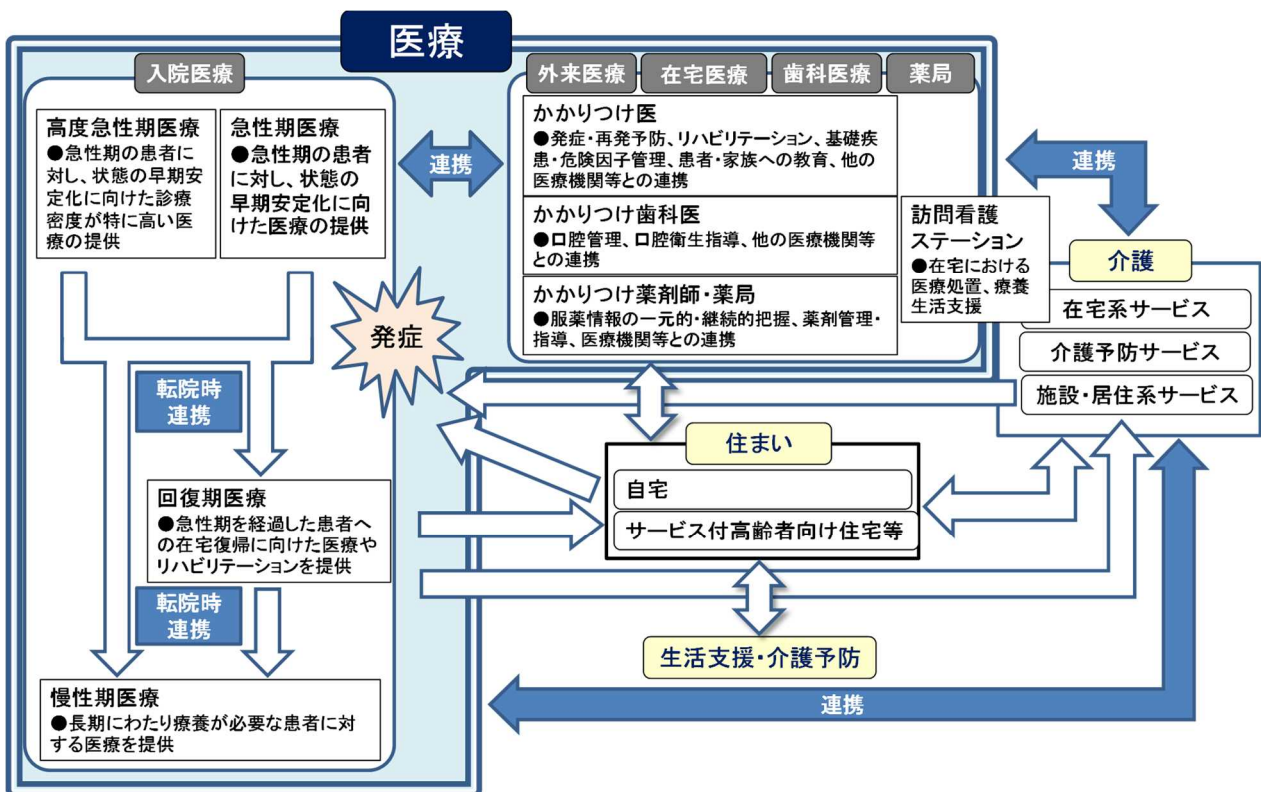
基本目標 1 安心を支える地域医療提供体制の整備

施策の方向性	<p>急速な高齢化の進展により疾病構造が変化していく中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none">○救急医療体制の確保や、高齢化の進展によりニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。○東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を踏まえ、札幌市の災害時における医療提供体制について再検証を行い、災害医療体制を強化します。○救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①救急医療体制の安定維持②在宅医療提供体制の充実③災害医療体制の強化④地域医療を支える人材の確保・養成

基本目標 2 地域と結びつけた医療連携体制の構築

<p>施策の方向性</p>	<p>限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びつけた医療連携体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。 ○摂食機能障害やロコモティブシンドローム¹など、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。
<p>基本施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関の機能分化の推進 ②医療機関相互の連携強化 ③医療・介護等の連携強化

図3 医療機関の機能分化・連携体制



* 在宅医療には訪問診療のほか歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護などを含む

¹ 骨や関節、筋肉など運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態。

基本目標 3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

施策の方向性	<p>医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、医療提供者との情報共有による相互理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none">○医療機関の機能分化・連携の趣旨及び身近な地域で日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行うかかりつけ医の役割についての理解並びに救急医療機関の適正な利用を推進します。○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①医療提供体制についての情報共有・理解の促進②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

基本目標 4 市民の健康力・予防力の向上

施策の方向性	<p>子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。</p> <ul style="list-style-type: none">○疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①かかりつけ医などの普及促進②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化④各種健診・検診事業の推進⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進

5 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況などについて、関係団体や専門家等による定期的な確認を行います。

また、社会情勢の変化、法律や制度の改正、新たな課題等に対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の評価

5 疾病、4 事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療について設定した指標により、計画の評価を行います。

項目	指標	初期値	目標値 (2023 年度)
○ 5 疾病	毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	70%
	かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	70%
○救急医療	救急告示参画医療機関数	52 か所 (2017.7)	52 か所 (維持)
	救急安心センター相談件数	46,106 件 (2016年度)	60,000 件
○災害医療	災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	100%
	訓練に参加する医療機関数	—	10 か所
○周産期医療	産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11 か所 (2017.7)	11 か所 (維持)
	夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016 年度)	100%
○小児医療	二次救急医療機関制度参画医療機関数 (小児科)	11 か所 (2017.7)	11 か所 (維持)
○在宅医療	在宅看取りを実施する医療機関の割合	病院：2.0% 一般診療所：2.5% (2014.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%
	訪問診療を提供する医療機関の割合	病院：23.4% 一般診療所：12.7% 歯科診療所：11.4% (2014.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%